

2008年12月3日

発達障害の支援を考える議員連盟

会長 尾辻 秀久殿

日本発達障害ネットワーク

代表 田中 康雄

発達障害児者の支援推進のための要望書 発達障害者支援法の施策の充実と発展に向けて

日ごろより、発達障害児者の支援の実現に向けて多大なるご尽力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、2004年12月3日に議員立法により制定いただきました「発達障害者支援法」は、施行後の3年の間、自閉症をはじめとする発達障害への理解と支援の必要性について、広く国民の知るところとし、今後の発達障害児者支援に向けて、理念法あるいは啓発法としての役割を果たし、発達障害についての理解を一步進めることが出来ました。この法律の制定に向けてご尽力を賜りました議員連盟の皆さまに心より深く感謝申し上げます。

今後は、「発達障害者支援法」による発達障害支援施策の充実とさらなる発展をお願いしたいと思います。つきましては、当事者や家族、専門家の立場から、以下について要望を致します。

1. 地域支援体制の整備について

発達障害者支援法第一条に、「発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする」と謳われていますが、発達障害者については、一人ひとりが持つ学習面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して、様々な分野の連携によるライフステージを通した一貫した支援により、発達障害者の自立と社会参加が可能となります。つまり、早期発見後、一人ひとりの支援ニーズを捉え、適宜適切な支援が一貫性をもって提供されることが必要です。人材養成に加え、発達障害者支援センターに心理士、OT、PT等の専門家を配置し機能の拡充を図るとともに、発達障害者支援センターを専門的なアセスメントやモニタリングを行う機関としての位置付けを明確にする等により、地域支援体制の早急な整備を要望します。

特に、発達障害への気づきあるいは診断を受けた直後の家族に対しては、確定診断前から地域において本人および家族を支援する相談支援体制の整備が求められています。地域における相談支援体制は、その家族が地域から社会的及び心理的に孤立しないよう、専門

相談機関はもちろんのこと、家族同士の支えあいによる相談支援も含めて、重層的に準備されることで、当事者や家族への厚みのある支援が実現可能となります。

また、地域生活支援においては、発達障害を熟知したケアマネジャーの配置によるケアマネジメントが必要であると考えています。

2. 人材育成や当事者団体・NPO等の活用について

地域支援体制づくりに欠かせないのが人材の育成ですが、発達障害児者一人ひとりのニーズに合わせた支援を提供するために、医療・保健・福祉・教育・労働等の分野において、共通のアセスメントやモニタリングを行うことが出来る専門家の養成が喫緊の課題となっています。

また、障害者自立支援法により提供される支援サービスの利用にあたっては、ケアマネジメント従事者や相談支援事業の担当者をはじめ、地域支援サービスを提供する事業所等の職員を対象とした研修などを通して、発達障害についての意識を高め、十分な理解の上に必要とされる支援サービスの適切な提供を行っていただく必要があると考えています。人材育成について、研修をはじめさらなる施策の展開をお願いする次第です。

また、当事者団体やNPO法人の中には、地域において地道な活動や先進的な活動を行っているところもありますので、これらの団体の活用、支援、連携を進めていただくようお願いします。また、発達障害の診断を受けた者の家族同士という立場でピア・カウンセリングを行い、当事者とその家族による問題解決を支援する、いわゆるペアレントメンター（ボランティア）の養成を行うなど、保護者や当事者の活用・育成にもぜひ取り組んで下さいますようお願いいたします。

3. 情報提供・普及啓発

現在、国においては、「発達障害情報センター」ならびに（独）国立特別支援教育総合研究所の「発達障害教育情報センター」と、二つの情報センターが設置いただいたところですが、今後は、それぞれの機能強化を図っていただくとともに、二つの情報センターには、ぜひ緊密な連携を図りつつ、総合的かつ正確性の高い情報の発信とともに、セカンドケアへのジョイントの役割、また、発達障害に関する調査・研究のデータの蓄積などを含めて、乳幼児期から成人期、老年期と生涯にわたり、発達障害に関する国家戦略を考えるセンターとしての役割を担ってくださるようお願いいたします。

また、来年4月2日は、国連が制定した「世界自閉症啓発デー(WAAD)」となりますが、WAADを契機として、自閉症をはじめとする発達障害に関する国民の理解を深めるため、「**発達障害啓発週間**」として、私たちの国も、発達障害に関する広報や啓発活動に取り組んでくださるようお願いいたします。

尚、当事者団体である日本自閉症協会、JDDネットにおいても、来年4月の啓発活動実施に向けて準備を進めているところです。